

## 高齢受給者証の更新について（ご依頼）

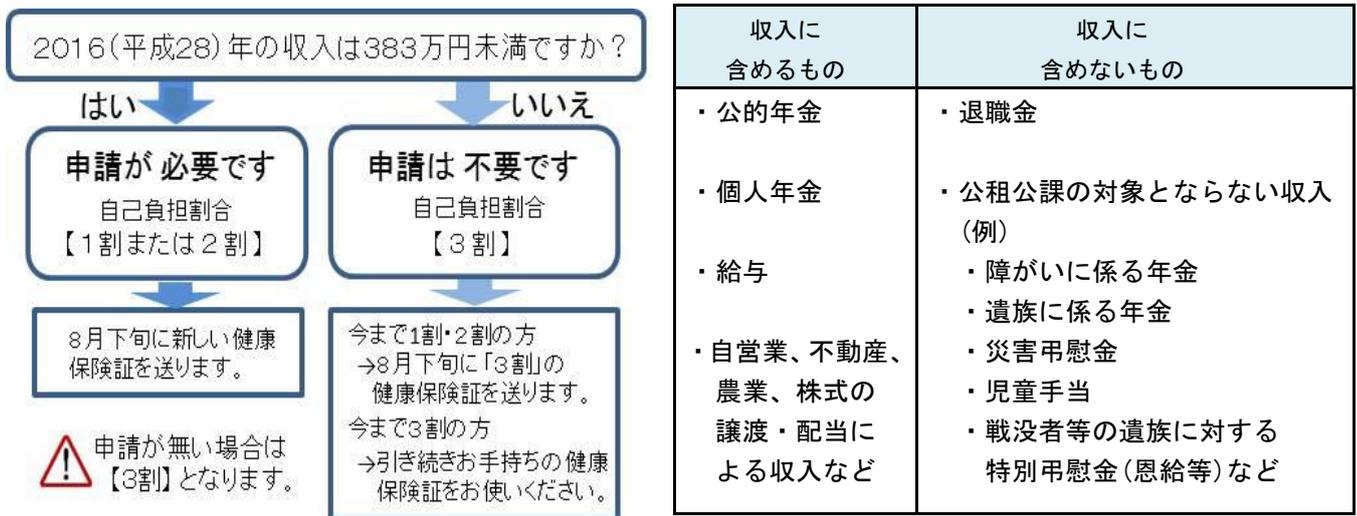
日頃より、当健康保険組合の運営に種々ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
今般、70歳以上の方の平成29年9月1日からの医療費の負担割合を決定する『高齢受給者証の更新』を行います。  
対象となる（1割または2割）場合は、「健康保険 高齢受給者基準収入額適用申請書」に必要書類を添えて、同封の返信用封筒にてご提出くださいますよう、よろしくお願いいたします。  
なお、申請が無い場合は、「3割負担」となりますので、該当する場合は必ずご申請ください。

記

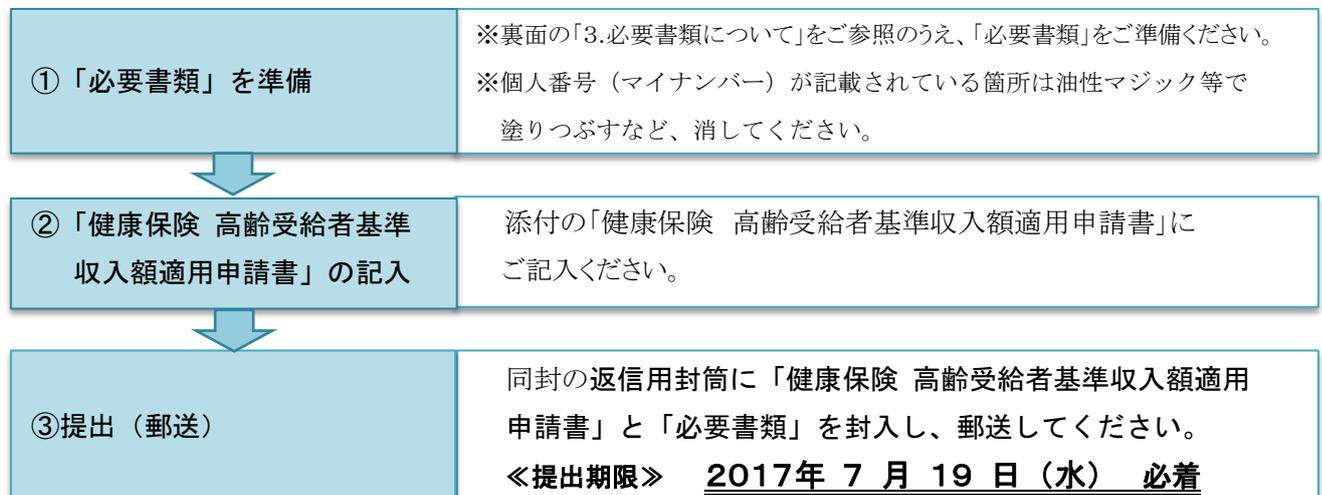
### 1. 申請対象者

2016(平成28)年の収入によって申請が必要な場合と、必要でない場合があります。フローチャートでご確認ください。※収入とは、経費や税金を引かれる前の金額のことを言います。（所得ではありません）

【フローチャート】



### 2. 申請の流れ



### 3. 必要書類について

2016(平成28)年1月～12月のすべての収入金額を確認できる以下の書類のうち、いずれか1つを添付してください。

※他の書類では認められませんのでご注意ください。

※個人番号(マイナンバー)が記載されている箇所は油性マジック等で塗りつぶすなど、消してください。

必要書類	
確定申告をした場合	<b>確定申告書(第一表)</b> (コピー) 平成28年分 ※分離課税申告がある場合は、分離課税用申告書(第三表)も提出
確定申告をしていない場合	<b>所得証明書 または 課税証明書</b> (コピー可) 平成29年度(平成28年1月～12月の収入証明) 市区町村(役所)発行のもの <b>【ご注意】</b> 公的年金等の源泉徴収票、年金額改定通知書、年金振込通知書等は“ <b>不可</b> ”です

### 4. ご提出後の取り扱いについて

#### ①収入基準額未満の方(平成28年収入金額が383万円未満)

・平成29年9月1日から医療費の負担割合が1割または2割となります。

→8月下旬に新しい健康保険証をお送りします。

※提出が遅れたり、必要書類に不備があった場合、すべての書類が到着した日の翌月1日より負担割合を変更することとなります。

#### ②収入基準額以上の方(平成28年収入金額が383万円以上)

・医療費の負担割合が3割となります。

→今まで負担割合が1割または2割の方は、8月下旬に新しい健康保険証(3割負担)をお送りします。

平成29年9月1日からは、医療費の負担割合が3割となります。

→今まで負担割合が3割の方は、引き続きお手持ちの健康保険証をご利用ください。

### 5. 連絡事項

被保険者(本人)の年収が383万円以上であっても、**旧被扶養者(※)**がいる場合で、2人で年収が520万円未満である場合は、申請により1割または2割になります。

**該当する方は、高齢受給者証担当までお電話でご連絡ください。**

※「旧被扶養者」とは、後期高齢者医療制度の被保険者になったことにより、富士通健康保険組合の被扶養者(家族)でなくなった方で、被扶養者でなくなった日の属する月以後5年を経過するまでの間に限ります。

### 【よくある質問】

質問	回答
Q1:「所得証明書、課税証明書」はどこで入手できますか。	お住まいの市区町村(役所)で入手できます。 ※2017(平成29)年1月1日に住民票を置かれていた市区町村となります。引越された等で遠隔地にお住まいの方は入手方法を役所にお問い合わせください。
Q2: 自営業をしており、収入から経費を引いた所得額は、とても低いです。所得額で判断できませんか。	経費を引く前の「収入金額」で判定されます。 健康保険法(施行令第34条)により定められています。 ※不動産、農業、株式の譲渡・配当などによる収入も同様の取扱いです。
Q3: 収入は基準額内ですが、自分が1割負担か2割負担なのか分かりません。	生年月日が1944(昭和19)年4月1日以前の方は「1割負担」、生年月日が1944(昭和19)年4月2日以降の方は「2割負担」となります。